

令和2年6月16日制定

令和5年10月6日改正

## 内部質保証の方針

大妻女子大学大学院、大妻女子大学、大妻女子大学短期大学部（以下、「本学」という。）では、内部質保証の方針を次のとおり定める。

### 1. 内部質保証の目的

本学は、教育目標の実現に向けて、教育研究活動等の状況並びに組織、施設の運営状況及び財務状況について、恒常的な自己点検・評価を行い、質の向上を図るとともに、それらの状況が適切な水準にあることを自らの責任で社会に説明する。

### 2. 内部質保証の推進に責任を負う組織

本学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長を委員長とする大妻女子大学自己点検・評価委員会（以下、「委員会」という。）とする。

### 3. 大学全体及び各部門における自己点検・評価

- (1) 委員会は、大妻女子大学自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価の実施基準及び評価指標を策定する。
- (2) 大学院、各学部、短期大学部、人間生活文化研究所、大学各附属施設及び事務組織の各部署等（以下、「各部門」という。）は、基準に沿って自己点検・評価を実施し、報告書を3年ごとに委員会に提出する。また、委員会は各部門から提出された報告書をもとに、大学全体の自己点検・評価報告書を作成する。
- (3) 委員会は、大学全体、各部門の報告書を検証し、必要に応じて改善を求める。
- (4) 各部門は、委員会から求められた改善内容に基づき、改善のための施策を実行する。
- (5) 委員会は、自己点検・評価の客観性・公平性を高めるために定期的に学生の代表者、産業界等からの意見聴取を行う。

### 4. 教員の活動における自己点検・評価

教員の毎年度の諸活動について、活動報告書（ティーチング・ポートフォリオ）等を用いて、自己点検・評価を実施する。